

神奈川県障がい福祉計画（第6期）骨子案

1 基本理念等

- (1) 法令の根拠
- (2) 趣旨及び経過
- (3) 計画期間
- (4) 目的
- (5) 基本理念
「ひとりひとりを大切にする」
- (6) 基本方針
「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す
- (7) 基本的な視点
 - ・ 当事者目線の障がい福祉の実践
(意思決定支援の推進、地域生活移行の促進等、地域生活を支えるサービスの充実等)
 - ・ 災害や感染症まん延等にも対応した持続可能なサービスの提供 等

2 令和5年度の成果目標の設定

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み

- (1) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- (3) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要量の見込み

現行計画

1 基本理念等

- (1) 法令の根拠
- (2) 趣旨及び経過
- (3) 目的
- (4) 基本理念と基本方針
 - ・ 基本理念
「ひとりひとりを大切にする」
 - ・ 基本方針
「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す
 - ・ 基本的な視点
- (5) 津久井やまゆり園の再生

2 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

- (1) 利用者の意思決定支援
- (2) 利用者が安心して生活できる場所の確保
- (3) 障がい者の地域生活移行
- (4) 津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織

3 平成32年度の成果目標の設定

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等
- (5) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

4 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

5 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み

4 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保

(1) 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策

- ・ サービス提供体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実 等

(2) 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質向上のための方策

- ・ サービス提供に係る人材の確保・育成
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
- ・ 障がい者等の権利擁護の推進
- ・ 障がい者等に対する虐待の防止
- ・ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価 等

5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- (1) 指定障害者支援施設
- (2) 指定障害児入所施設等

6 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 地域生活支援事業の実施に関する考え方
- (2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み
- (3) 各事業の見込量の確保のための方策

7 計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直し

8 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等

6 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- (1) 指定障害者支援施設
- (2) 指定障害児入所施設等

7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置

- (1) サービス提供に係る人材の確保・育成
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
- (3) 障がい者等の権利擁護の推進
- (4) 障がい者等に対する虐待の防止
- (5) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

8 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方
- (2) 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み
- (3) 各事業の見込量の確保のための方策

9 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

- (1) 障がい福祉計画の期間
- (2) 見直しの時期

10 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

障がい保健福祉圏域ごとの計画の目標値等